

# 一般社団法人名古屋スポーツコミッション定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人名古屋スポーツコミッションと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、スポーツの持つ幅広い価値を、都市ブランドの向上、地域の活性化をはじめとした名古屋市を取り巻く課題の解決に活用することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) スポーツイベント等の誘致に関する事業
- (2) スポーツイベント等の開催支援に関する事業
- (3) スポーツイベント等を契機とした誘客の推進に関する事業
- (4) スポーツイベント等による地域活性化に関する事業
- (5) スポーツを通じた新たな産業の創出に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(剰余金の分配の禁止)

第5条 当法人は、剰余金を分配することができない。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、共同して事業を実施又は支援する個人、法人又は任意団体
- (2) パートナー会員 当法人の目的に賛同し、正会員に準じて事業を実施又は支援する個人、法人又は任意団体
- (3) スポーツチーム等会員 名古屋市又はその近郊に所在又は本拠地を置き、当法人の事業を主体的に担う個人、法人又は任意団体
- (4) スポンサー会員 当法人の事業及び活動を推進援助する個人、法人又は任意団体
- (5) 特別会員 当組織の事業及び活動を、経済、観光、スポーツ、報道、行政、学識等の専門的立場から推進援助する個人、法人又は任意団体

2 正会員及び名古屋市をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。ただし、正会員のうち社員となることを希望しない者は除く。

#### （入会）

第7条 正会員、パートナー会員、スポーツチーム等会員、特別会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 スポンサー会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に定める入会申込書の提出を受け、その承認をした場合、事務局は理事会に報告しなければならない。

4 入会の申込を受けた者に対しては、承認の可否については、当法人から本人又は代表者に通知する。

#### （会費）

第8条 正会員、パートナー会員、スポンサー会員は、当法人の経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 スポーツチーム等会員、特別会員の会費は、当該会員が事業を主体的に担うことを考慮し、無償とする。

3 会費については、総会の決議により事業年度ごとに変更できるものとする。

#### （任意退会）

第9条 正会員、パートナー会員、スポーツチーム等会員、スポンサー会員、特別会員（以下、「各種会員」という。）は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に当法人を退会することができる。

2 退会届が提出された場合、事務局は理事会に報告しなければならない。

#### （除名）

第10条 正会員、パートナー会員、スポーツチーム等会員、特別会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 スポンサー会員が前項の各号の一に該当する場合には、理事会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、事前に除名する旨を通知する必要はない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、各種会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 新たに入会した会員が、第8条の支払い義務を入会決定通知を受けた日から翌々月末までに履行しなかった場合
- (2) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 当該各種会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は各種会員である法人又は団体が解散したとき
- (5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第2条2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

2 会員が前項各号のいずれかの規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会会員又は除名会員が既に納入した会費及び経費その他抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 3 社員とならない正会員は総会に出席することができるが、社員としての権限及び議決権を有しない。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費（正会員、パートナー会員又はスポンサー会員）の額
- (2) 会員（正会員、パートナー会員、スポーツチーム等会員又は特別会員）の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が不在の場合または代表理事に事故がある場合は、専務理事がこれに代わる。

(議決権の数)

第18条 社員は、総会において一人又は一団体につき各1個の議決権を有する。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員、パートナー会員、スポーツチーム等会員又は特別会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、作成者は議事録に署名又は記名押印する。

- 2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、代理人によって総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出する。

- 2 前項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供す

ることができる。この場合、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

- 3 代理行使された議決権は第19条に定められた定足数及び決議の要件に含まれるものとする。

(書面による議決権行使)

第22条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出する。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第23条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供する。

- 2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

## 第5章 役員

(役員)

第24条 当法人に次の役員を置く

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち各1名以上の専務理事及び常務理事を置くことができる。
- 3 前項の専務理事及び常務理事を一般法人法が定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

- 4 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 代表理事に事故があり、職務を執行できない場合、専務理事がその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の親族等割合の制限)

第29条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

(報酬等)

第30条 当法人は、理事又は監事に対して、総会が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、総会の決議を経て、別に定める。

(役員等の責任軽減)

第31条 当法人は、一般法人法第113条第1項の規定により、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額

を控除した額を限度として免除することができる。

- 3 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第111条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額又は最低責任限度額のいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

### （構成）

第32条 当法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

### （権限）

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- （1）当法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- （4）その他法令又は定款に規定する職務

### （招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

### （招集通知）

第35条 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

### （議長）

第35条の2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が不在の場合または代表理事に事故がある場合は、専務理事がこれに代わる。

### （決議）

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

- 3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

（理事会への報告の省略）

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、第26条第4項の規定による理事の職務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

## 第7章 資産及び会計

（事業年度）

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

（事業報告及び決算）

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(計算書類等の閲覧・謄写)

第42条 社員及び債権者は、当法人の業務時間内は、いつでも、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書又はこれらの写しの閲覧を請求すること及びその謄本又は抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付請求については、理事会が別に定める費用を支払う必要がある。

## 第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 社員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、名古屋市に贈与するものとする。

## 第9章 顧問及び部会

(会長、顧問)

第46条 代表理事は当法人に会長、顧問を置くことができる。

- 2 当法人は、会長、顧問に対して、総会が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 当法人は、会長、顧問に対して、費用を弁償することができる。この場合の基準については、総会の決議を経て、別に定める。
- 4 会長、顧問の任期は理事の任期と同一とし、再任を妨げない。ただし、会長、顧問はいつでも辞任することが出来る。

(部会)

第47条 代表理事は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、理事会の同意を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 部会は、法令又はこの定款で定める総会決議事項及び理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。
- 4 部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認が必要である。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第49条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

### (細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 当法人の設立時社員は次のとおりである。

設立時社員 名古屋市 住所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

設立時社員 名古屋商工会議所 住所 名古屋市中区栄二丁目10番19号

3 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

理事兼代表理事 杉野 みどり

理事兼専務理事 野口 優史

理事 大竹 正芳

理事 石原 治

理事 梅村 郁仁

監事 石川 広紀

4 当法人の設立当初の事業年度は、第39条にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

## 附 則

この定款は、令和7年6月16日から施行する。